



防災会だより

第37号 発行 2013.03.16

発行責任者：防災会 橋本壽与

～ 大災害に備えて新たに実施したこと ～

松風台に住んでおれば、大地震により住宅の倒壊などで火災発生による大災害の恐れが最も恐ろしい。2012年度は自治会の事業計画「大災害に備える」に基づき、特に【大地震による住宅火災、救護、避難】に備えて重点的に実施したことを報告します。



①消火設備と取扱訓練の充実

1.1 消火器の取扱訓練【2012/9/15(土) 南公園にて自治会員68名参加して実施】

平和な日頃、大災害時に拘らず火事を発見したらまず最優先で消火しよう。各家庭や街頭に備えてある消火器を用いて初期消火することが大切です。水消火器を用いて取扱訓練を、粉末消火器の粉末を噴射して実践的な訓練を実施しました。

1.2 消火栓の取扱訓練【2012/9/08(土) 東公園にて防災会員28名参加して実施】

従来から消防ポンプを備え、いつでも使えるように性能定期点検を行っています。しかし、1街区から25街区の遠端まで防火水槽からホースを延ばすことができません。これをカバーする為に、松風台の道路上19か所にある消火栓からも消防ホースを接続して消火できるように、消火栓開閉ハンドルを配備してその取り扱い訓練を受けました。



1.3 消防ポンプ は市から1台追加配備されて4台あるけれども！！

消火設備の充実度

各公園には消防ポンプを備え、大災害で上水道が断水しても防火水槽を用いて設備的には消火できる体制にあります。しかしながら、これらの設備を同時に全て運転させる操作要員が不足していることに理解をお願いします。

消火設備	～昨年度	2012年度	備考
家庭消火器	?	約63%の家庭が設置して	かなり普及
街頭消火器	22本	23本	市へ依頼して1本追加
路上消火栓	対象外	19本	消火設備対象に追加
消防ポンプ	3台	4台	東公園に1台追加配備

居合わせた人々が、家庭や街頭から消火器を持ち出して初期消火することが、全焼防止への最後の砦です。

②救護体制が一步前進

【2013/2/10(日) 自治会館にて三角巾の使い方などの訓練を実施】

大地震で災害対策本部が設置された場合、怪我人を救護しやすい体制に改善しました。

救護体制	～昨年度	2012年度～	特長
2.1 一時救護場所	南・東・西各公園	自治会館 1F 集会室	災害対策本部を置く場所に集結して、効率よく救護でき、次の医療救護所(鶴が台中学校)へ移送しやすい。
2.2 救護用品保管	南・東・西各防災倉庫	自治会館に一括保管	
2.3 救護班メンバー	3か所に分散配置	災害対策本部に集結	

③避難体制の基礎構築

松風台の自宅から避難しなければならないことを想定して、経路と避難場所の周知徹底



3.1 避難する経路と場所の案内書を全戸配布 (2012/11/10)

広域避難場所(スリーハンドレッドゴルフ場)のフェンスを開けて侵入し避難する経路を確認した。【2012/8/4(土) 自治会、防災会 代表16名】

3.2 プライベートテント(1m四方)の配備 (2013/2) トイレ用、着替え用など多目的に利用できるように一時避難場所(南・東・西公園)に各々2張りずつ配備した。

裏に続く

～様々な災害・事故に備えて～

今年1月に松風台歴史上初めて1戸全焼、数戸延焼の住宅火災事故が発生しました。
被災された方々にお見舞い申し上げます。現場に駆け付けて見聞きしたことから次のことが云えます。



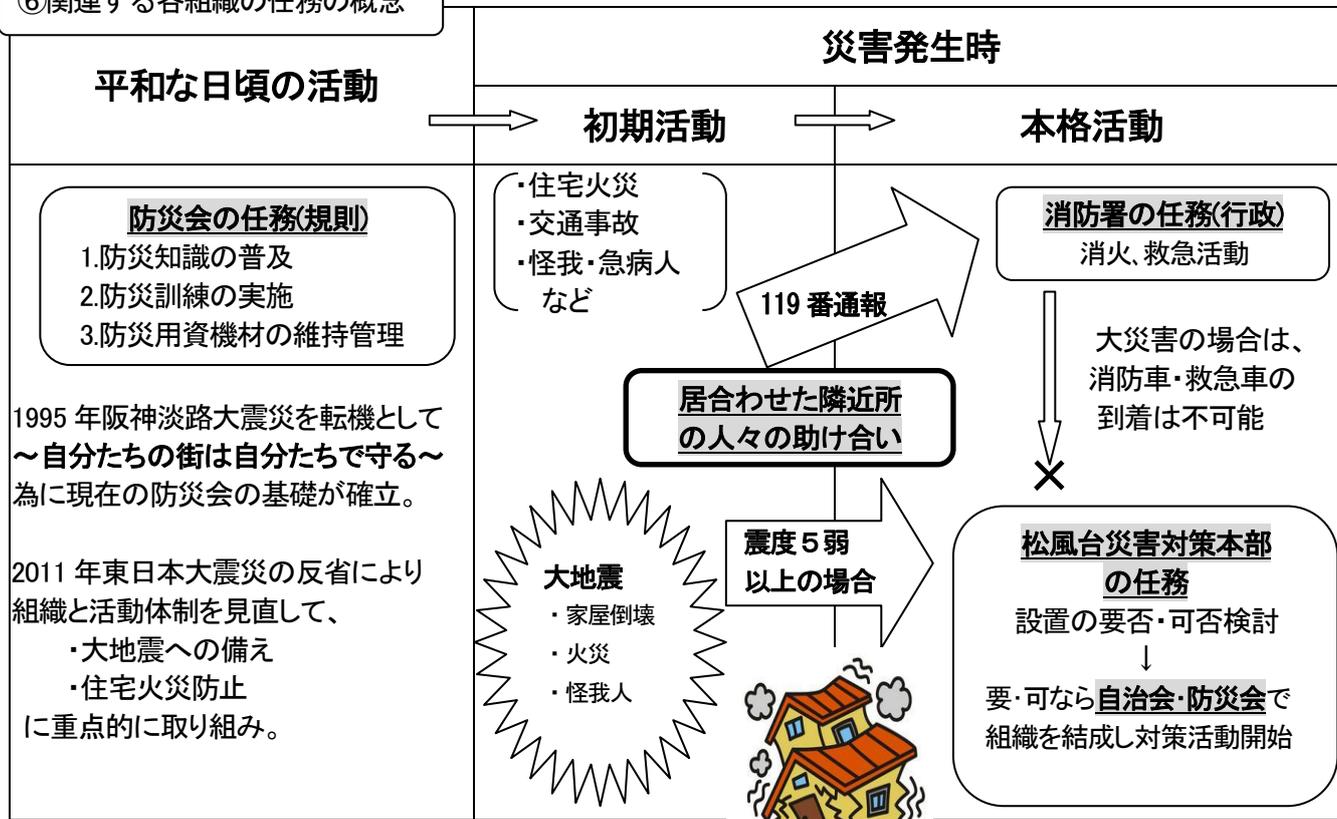
④被災者への隣近所の助け合い【近助】は充実していました!!

自宅の延焼を避けて西公園に避難して恐怖と寒さで震えておられた老夫婦に声をかけ励ましている方や、被災者を自宅に避難させて、様々な適切な助け合いがありました。これらは<隣近所あいさつ声かけ励行>などを勤めてこられた成果でもあると思います。

⑤近くの公園に消防ポンプが置いてあるのに 何故これで消火しなかったのか ?? 防災会は何をしていたのか?? と云うような疑問の声を頂きました。

消防ポンプがあっても、緊急連絡体制と緊急待機要員の3要素を整えないと直ちに消火活動はできません。平和な日頃の突発的・火災発生などへの対処は119番 消防署の任務であることご理解をお願いします。また災害・事故の発生場所に居合わせた方々には、出来る限りの助け合いをお願いします。

⑥関連する各組織の任務の概念



⑦松風台の大災害は<地震>と<火災>

	地震	住宅火災
発生予防	(自然現象を防ぐことはできません)	昔からの基本【火の用心】 私たちの努力で防ぐことができます。
早期発見	全国瞬時警報システムの利用 緊急地震速報 ・茅ヶ崎市防災行政用無線 ・携帯電話 ・専用の受信端末機	住宅用火災警報器 の設置は 茅ヶ崎市火災予防条例による市民の 義務 です。 取付け場所は、寝室、及び寝室がある階の階段の上です。
被災防止	家具転倒防止対策 ・家屋倒壊防止対策 ・置き家具は、壁と家具をL型金具で固定 ・重い物は低い所に置く	初期消火 が最後の砦です ・家庭消火器や街頭消火器を総動員して全焼や延焼を防ごう。

